

# 労務ROAD

社長が入れる労災保険のことなら

『葛城経営研究会』

詳しくは、06-6264-6543 まで!

## 河本社労士事務所

(編集担当:伊藤)

〒541-0056 大阪市中央区久太郎町1-9-26 船場ISビル5F Tel:06-6264-6264 Fax:06-6264-6265

### 平成30年度以降のキャリアアップ助成金について(予定)

主な改正点(予定)を下記に記載しておりますので、ご確認下さい。

#### 1、正社員化コース

**拡充** 1年度1事業所あたりの支給申請上限人数 15人⇒**20人**

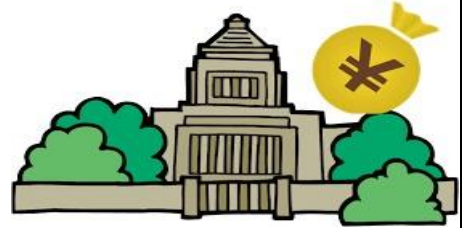
#### 支給要件の追加

①正規雇用等へ転換した際、**転換前の6カ月と転換後の6カ月の賃金(※)**を比較して、**5%以上増額**していること。

※賞与(就業規則又は労働協約に支給時期及び支給対象者が明記されている場合に限る。)や諸手当(通勤手当、時間外労働手当(固定残業代を含む)、休日出勤に対する休日手当及び本人の営業成績等に応じて支払われる歩合給などは除く)を含む賃金の総額。

※所定労働時間が異なる場合は1時間あたりの賃金。

②**有期契約労働者からの転換の場合**、対象労働者が転換前に事業主で雇用されていた期間が**3年以下に限る**こと。



#### 2、人材育成コース

人材育成コース ⇒ **人材開発支援助成金** に統合

※ただし、平成30年3月31日までに訓練計画届の提出がなされている場合に限り、引き続き、現在の人材育成コースとして支給申請することは可能です。

#### 3、賃金規定等共通化コース

(有期契約労働者等に、正規雇用労働者と共通の賃金規定等を新たに規定し、適用した場合に助成)

**新規** ▶共通化した対象労働者(2人目以降)について、下の加算措置を適用

助成額を上乗せする加算措置(上限20人まで) ⇒ **20,000円**(対象労働者1人あたり) ※中小企業  
⇒ **15,000円**(対象労働者1人あたり) ※中小企業以外

#### 4、諸手当制度共通化コース

(有期契約労働者等に関して正規雇用労働者と共通の諸手当制度を新たに設け、適用した場合に助成)

**新規** ▶共通化した対象労働者(2人目以降)に適用(人数に応じた加算措置)

助成額を上乗せする加算措置(上限20人まで) ⇒ **15,000円**(対象労働者1人あたり) ※中小企業  
⇒ **12,000円**(対象労働者1人あたり) ※中小企業以外

▶同時に共通化した諸手当(2つ目以降)に適用(諸手当の数に応じた加算措置)

助成額を上乗せする加算措置 ⇒ **160,000円**(諸手当の数、1つあたり) ※中小企業  
⇒ **120,000円**(諸手当の数、1つあたり) ※中小企業以外

【厚生労働省より】

#### セミナー開催

「明日から使える！簡単・便利な生産性向上ツール講座」

【日時】平成30年3月6日(火) 14:00～ 【場所】阪急グランドビル 26階貸会議室(7号)

社内の労働時間短縮や、営業でも活用できる便利なソフトやアプリの活用方法を徹底的にご案内します！！  
ぜひIT実務担当者様と一緒にご参加くださいませ。

助成金情報や法改正情報を**無料**で手に入れ

られるアプリはこちらから！

Androidの方

iPhoneの方

